

議案第 45 号

平成 30 年度宝塚市一般会計補正予算（第 6 号）

資料 5 ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金及び  
学校施設環境改善交付金の交付条件

○ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の交付条件（国第 1 次補正予算）

- ・ 交付金名称                    ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金（交付率 1/3）
- ・ 交付対象工事                    ○ブロック塀等安全対策事業：
  - ・ 倒壊の危険性があるブロック塀等の撤去、新設に必要な工事（ただし、撤去のみの場合を除く）
  - ・ 倒壊の危険性があるブロック塀等を撤去せず、法令に適合し安全が確保された状態に補修等を行うために必要な工事  
(留意事項)  
撤去するブロック塀等は、設置段階で当時の建築基準法に準拠しており、その後の法改正に伴い対応が必要となったもの等を対象とする。なお、法令に対する認識が不十分であったため、違法な状態で設置されたものは補助対象としない。
- 空調設置事業：
  - ・ 校舎又は園舎に冷房機能を有する空調設備を新規に導入する工事
  - ・ 上記の実施にあたり必要となる、受変電設備の増設などの関連工事

○学校施設環境改善交付金の交付条件（国第 2 次補正予算）

- ・ 交付金名称                    学校施設環境改善交付金（交付率 1/3）
- ・ 交付対象工事                    ○大規模改造（トイレ）事業：
  - ・ トイレ環境を改善するため、全体的に改修を行う工事。
- 大規模改造（老朽）事業：
  - ・ 建築後 20 年以上経過したものについて建物全体を改造する工事。
- 危険改築事業：
  - ・ 構造上危険な状態にある義務教育諸学校の建物について、その改築工事。